新たな浄化槽補助制度における合併処理浄化槽と下水道の負担額例

【単独処理浄化槽からの入れ替え・建て替えの場合】

①延べ床面積130㎡未満(5人槽)



	個人負担額		整備時必要経費内訳				
	整備時	維持管理費 (年間)	本体設置		宅内 配管	浄化槽 撤去	受益者 分担金
合併処理 浄化槽	約43万円	約4.3万円	補助金 (45万円)	個人負担 (43万円)	補助金 (30万円)	補助金(9万円)	不要
下水道	約46万円	約4.3万円	不要		個人負担 (30万円)	個人負担 (9万円)	個人負担 (7万円)

②延べ床面積130㎡以上(7人槽)



	個人負担額		整備時必要経費内訳					
	整備時	維持管理費 (年間)	本体設置		宅内 配管	浄化槽 撤去	受益者 分担金	
合併処理 浄化槽	約53万円	約5.4万円	補助金 (57万円)	個人負担 (53万円)	補助金 (30万円)	補助金 (9万円)	不要	
下水道	約52万円	約5.5万円	不要		個人負担 (32万円)	個人負担 (9万円)	個人負担 (11万円)	

③2世帯住宅(10人槽)



	個人負	負担額	整備時必要経費内訳					
	整備時	維持管理費 (年間)	本体設置		宅内 配管	浄化槽 撤去	受益者 分担金	
合併処理 浄化槽	約66万円	約6.5万円	補助金 (81万円)	個人負担 (66万円)	補助金 (30万円)	補助金 (9万円)	不要	
下水道	約57万円	約8.0万円	不要		個人負担 (34万円)	個人負担 (9万円)	個人負担 (14万円)	

新たな浄化槽補助制度により、合併処理浄化槽整備時の<mark>補助額を</mark> 増額しますので、個人負担額は下水道と<mark>概ね同等</mark>になります

※シミュレーション条件

- ・合併処理浄化槽の整備時金額は、国の示した標準的な工事額を基に算出(各家庭の状況により金額は変わります)
- ・合併処理浄化槽の維持管理費は、「法定検査費」,「保守点検費」,「清掃費」,「電気代」の合計
- ・補助金額については「補助上限額」
- ・下水道の整備時金額は、新潟市におけるこれまでの実績を基に標準的な使用料及び工事規模で算出(各家庭の状況により金額は変わります)
- ・下水道の維持管理費は、「下水道使用料」

主な用語解説

下水道に係る用語の解説

· 下水道処理人口普及率

行政区域内の総人口に対して、下水道によりし尿、生活雑排水等の汚水を処理できる 人口の割合。

·公設浄化槽区域

下水道と比較し、合併処理浄化槽による整備が適しており、市が浄化槽を設置し維持 管理を行う区域。

·市街化調整区域

新たに住宅や施設などを建てたり、増築することを極力抑える地域のことで、市街化 を抑制する区域。

·事業計画区域(=下水道事業計画区域)

下水道の整備を行う地域として市民に示した区域。

· 受益者分担金

下水道の敷設により利益を受ける方が、その建設費の一部を負担するという考えにより、条例により定められた額に基づき納付するお金。

所有されている土地に一度限り賦課されるもので、1㎡あたり300円(約1,000円/坪)。

·農業集落排水事業区域

農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理することにより、農業用排水路や 公共用水域の水質保全を目的とした区域。

浄化槽に係る用語の解説

・くみ取り便槽

家庭などで発生したし尿を便槽に貯留しておき、廃棄や処理時には人力やバキューム車でくみ上げる方式の便所。

・5 人槽、7 人槽、10 人槽

合併処理浄化槽の大きさの目安のことで、設置する浄化槽の大きさは5人槽を最小として、建築基準法の処理対象人員算定基準に基づいて、家の延べ床面積で決まる。

·単独処理浄化槽

トイレの汚水のみを処理する浄化施設。生活雑排水は処理されないため、環境負荷が大きい。

・法定検査

浄化槽管理者(浄化槽所有者等)が保守点検や清掃を適正に行っているか、浄化槽の機能が正常に維持されているかを、知事が指定した検査機関が行うもので、浄化槽の状態を判断するために行う検査。

・保守点検

浄化槽内の状態や機器が正しく働いているか点検します。(浄化槽内の確認、機械の調整、清掃時期の判定、消毒剤の補充など)